

令和6年第1回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

高山議長 皆さん、おはようございます。令和6年第1回初議会を開催するに当たりまして、議長より一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

（議長あいさつ）

次に、遠藤町長よりごあいさつがあります。町長。

町長 （町長あいさつ）

高山議長 それでは、只今の出席議員は10名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。只今より、令和6年第1回平取町臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番中川議員と3番松澤議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告をお願いします。3番松澤議員。

3番
松澤議員 本日招集されました、令和6年第1回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については本日1月26日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長 お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和5年11月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付してあります。次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会の結果に関する報告がそれぞれありましたので、その写しをお手元に配布してあります。次に、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告申し上げます。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長 議案第1号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明さ

せていただきます。1 ページからとなります。まず、改正理由については、戸籍法が一部改正され、戸籍証明書等の交付の請求が本籍地以外でも可能となります。これを戸籍証明書等の広域交付と呼びますが、このことを受け、証明書発行等を定めた標準手数料の政令が改正となりましたので、当町の手数料徴収条例を整備しようとするものです。それでは、改正条例の内容について、新旧対照表を用いてご説明させていただきますので、5 ページをご覧ください。この度は別表のみの改正となります。(1) は、戸籍法改正により追加された第120条の2の条項について、規定として追加するものです。なお、120条の2の条項は、戸籍証明書等の広域交付に関する規定となっております。これに加えて、戸籍証明書に関しての表現が変更されております。(3) は、戸籍の電子証明書提供用の識別符号の発行手数料に関する項目の追加となります。戸籍電子証明書とは、その名のとおり、紙の戸籍証明書等ではなく、オンライン上で行政手続をする際に利用できる、戸籍の電子証明書のことを言いますが、これを利用するためには、市町村が発行する識別符号、英数字16桁のいわゆるパスワードが必要となります。この識別符号発行手数料を1件当たり400円と規定するものです。6 ページをご覧ください。(4) は、(1)と同様の改正となっており、(1)が戸籍証明書に関する項目であるのに対し、(4)は除籍証明書に関する項目となっております。(6)は(3)と同様の改正となっており、(3)が戸籍電子証明書提供用の識別符号に関する項目であるのに対し、(6)は、除籍電子証明書提供用の識別符号に関する項目となっております。手数料は700円と規定するものです。(7)は、戸籍に関する届出書等、情報の証明書の発行に関して、これまでは受理した市町村のみが交付可能であったのに対し、本籍地市町村でも交付可能となるものです。(8)も同様ですが、これは交付ではなく、閲覧について記載した項目となります。このほかは、(3)と(6)の2項目が追加されたため、以降、それぞれの番号が2つずつ繰り下がることとなります。以上が改正内容となります。なお、改正条例の施行日は令和6年3月1日となります。ご説明については、以上となりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。6番崎廣議員。

6番 崎廣議員 簡単に言うと、平取に戸籍のある人が苫小牧でその戸籍を取ることができる、そのパスワードを出すための料金である、ということで考えはよろしいでしょうか。

高山議長 町民課長。

町民課長 今おっしゃられたとおりでございまして、パスワード発行のための手数料と

ということになります。そして今度は戸籍に関しては全国どこでも請求が可能、発行されるということになります。

高山議長 6番崎廣議員。

6番 崎廣議員 そうなると、例えば戸籍の場合400円の手数料が掛かりますけれども、プラスその戸籍発行の350なり400円が賦課される。ペーパーで貰うときは賦課されてくるという考え方でよろしいですか。

高山議長 町民課長。

町民課長 同時に、戸籍謄本と電子証明書等を請求した場合、追加の400円というのは掛かりませんが、どちらかを請求した場合には、それぞれそのときに定められた金額を納めるということになります。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。4番木村議員。

4番 木村議員 先程の説明では、パスワードの部分については、結局簡単に言えばパソコンの中で事務的処理をするときに使うものだから、特別にお金を払ってもらうのだという話で聞いていたと思うのです。今、崎廣議員の質問の答弁だと、何か両方お金掛かるのかみたいな形だけれど、そうではない、パスワードは基本的には電子、DXの中で使うために必要なパスワードだという説明だったのでないかなど。違いますか。

高山議長 町民課長。

町民課長 パスワードのみを請求するという場合には、400円という金額となります。戸籍謄本、抄本や証明書と電子証明書両方を請求したという場合は、両方に金額が掛かるかという、片方だけの金額ということになります。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。3番松澤議員。

3番 松澤議員 大したことではないかもしれませんが、こちらのほうの電子証明書のときは400円で、除籍のほうが700円というふうになっているのですが、その違いは何かあるのでしょうか。

高山議長 町民課長。

町民課長 これに関して、詳細に把握はしていませんけれども、政令で定められた金

額に基づいて、こちらの規定も合わさせていただいたということになります。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

それでは質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

続けて、日程第5、議案第2号、平取町地域経済循環の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第2号、平取町地域経済循環の促進に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、11ページをお開きください。平取町地域経済循環の促進に関する条例の一部を改正する条例について、次のように定めようとするものでございます。改正内容について新旧対照表でご説明しますので、13ページをご覧ください。第10条第2号中、地上デジタルテレビ放送移行支援事業を冬の生活支援事業に改めるものでございます。平取町金券の発行は、本条例に規定する必要がありますけれども、地上デジタルテレビ放送移行支援事業は既に事業が終了しているため、今回削除することとし、新たに冬の生活支援事業を追加するものでございます。この冬の生活支援事業は、これまで、その年の灯油価格の状況により、福祉灯油としてクーポンを支給しておりましたが、灯油を使用していない家庭もあるため、対象者全てが利用出来なかったことから、平取町金券の活用により、全ての対象世帯が利用できるよう、対象事業を改正するものでございます。なお、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。以上、議案第2号、平取町地域経済循環の促進に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

地上デジタルテレビ放送移行支援事業というのは一体いつ行ったものなのか、直近の実績を教えてください。

高山議長 総務課長。

総務課長 この事業につきましては、地上デジタルテレビに変わる時期でしたので、平成21年から確か平成24年度までだったと思うのですがけれども、この時に、低所得の高齢者世帯だとか障害者世帯に対して、地上デジタルに移行をスムーズに進めるために、1万円の助成ということで金券を発行しまして、アンテナだとか、デジタルチューナーの購入に係る経費として助成をしていた事業でございます。

高山議長 6番崎廣議員。

6番崎廣議員 平成21年から24年、10年前だと思うのですがけれども、条例の取り扱いとしては効力がなくなったものをそのまま残しておいて、今回みたいに新しいものが入った時に削除するという取り扱いは、条例の取り扱いとして問題ありませんか。教えてください。

高山議長 総務課長。

総務課長 本来であれば、事業を中止した時点で削除すべき事項だったかと思うのですがけれども、今回、条例改正にあたり、現在実施していない事業ということで、今回提案させていただいて、改正させていただいているところでございます。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。
(反対討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町地域経済循環の促進に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。
続けて、日程第6、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第7号につきましてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。令和5年度平取町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによるものといたします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ7080万3000円

を追加し、予算の総額を71億5249万1000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、20ページをお開き願います。上段、2款1項10目水資源対策費18節負担金、補助及び交付金16万1000円の追加です。これは、国の令和5年度補正予算により、二風谷ダムの維持補修事業が追加実施されることとなったため、それに伴い、町の堰堤維持費負担金が増額されたことから追加補正するものでございます。次に下段、2款1項12目ゼロカーボン推進費10節需用費144万8000円の追加でございます。これは、バイオマスセンターの熱電併給機のガスエンジンへのタール蓄積により、排気バルブが不調となり、発電出力が上げられなくなったため、シリンダーヘッドの交換が必要となったことから、その修繕料として144万8000円を補正するものでございます。次に21ページ上段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料264万円の追加でございます。これは、戸籍等への氏名のふりがなの記載の開始後、1年以内に氏名のふりがなの届出がなかった場合は、本籍地の市区町村長は、事務処理上保有する住民票のふりがな情報をあらかじめ本人に通知した上で、戸籍に記載することとなります。そのため、住基システムが保有する氏名のふりがな情報を戸籍附票システムへ連携する必要があることから、その改修業務委託料264万円を補正するものでございます。財源は全額国庫補助金となります。次に下段、3款1項1目社会福祉総務費2362万7000円の追加です。1つは、これまで、灯油価格が100円以上の場合に住民税非課税の高齢者、障害者、ひとり親の世帯に実施してきた福祉灯油事業について、灯油を使用していない世帯では利用出来なかったことから、今回から平取町金券1万円を支給する、冬の生活支援事業として実施することとし、その給付に係る経費となります。2つ目は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、低所得者世帯支援枠として、これまで給付金の対象とならなかった住民税均等割のみの課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の特別給付金を支給するための経費となります。3つ目は、物価高騰により負担増となっている社会福祉施設のすずらんに対し、燃料費、電気料、給食費などの価格上昇分の一部を助成するための経費となります。10節需用費40万3000円の追加です。これは、1つ目に説明いたしました、冬の生活支援事業で支給する平取町金券の印刷代となります。11節役務費30万5000円の追加です。これは冬の生活支援事業と、住民税均等割のみの課税世帯への特別給付金の支給に係る郵送料として、通信運搬費を補正するものでございます。12節委託料47万3000円の追加です。これは住民税均等割のみの課税の特別給付金を支給するために必要なシステム改修に係る委託料となります。18節負担金、補助及び交付金1644万6000円の追加です。1つは住民税均等割のみの課税世帯

へ支給する低所得者世帯に対する臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円の対象世帯150世帯分を見込み1500万円と、燃料費、電気料、給食費の物価上昇分の一部として、障害者支援施設すずらんへ社会福祉施設等物価上昇軽減補助金として144万6000円を補助するものでございます。

19節扶助費600万円の追加です。これは、冬の生活支援事業として、住民税非課税の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、合わせて600世帯を見込み、1万円の平取町金券を支給するための補正となります。財源は全額物価高騰対応支援地域創生臨時交付金を充当いたします。次に、22ページ上段、3款1項2目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金216万4000円の追加です。これは、物価高騰により負担増となっている介護保険施設や老人福祉施設を運営する平取福祉会と、富川グロリアホームに対して、燃料費、電気料、給食費などの価格上昇分の一部を助成するもので、平取福祉会へは、かつら園、ケアハウスしずか、ショートステイ、デイサービスセンター、こころのホームの燃料費、電気料、給食費の物価上昇分として210万4000円。グロリアホームへは生活支援ハウスきずなの電気料、給食費の物価上昇分として6万円を補助するものでございます。財源は全額物価高騰重点支援交付金を充当いたします。次に下段、3款1項4目福祉施設費18節負担金、補助及び交付金174万4000円の追加です。これは物価高騰により負担増となっているびらとり温泉ゆからに対して、燃料費、電気料の価格上昇分の一部として、びらとり温泉ゆから施設燃料費高騰負担軽減支援金を助成するもので、全額、物価高騰重点支援交付金を充当いたします。なお、社会福祉施設とゆからの物価上昇分については、令和5年4月から10月までのそれぞれの経費をもとに補助額を算定しております。次に、23ページ上段、児童福祉総務費505万8000円の追加でございます。18節負担金、補助及び交付金350万円の追加です。これは、18歳未満の子どもがいる住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給するもので、対象人数を70人分と見込み、350万円を低所得子育て世帯に対する加算給付金として増額するものでございます。財源は物価高騰重点支援交付金を充当いたします。22節償還金、利子及び割引料155万8000円の追加です。これは、令和4年度の子どものための教育・保育給付費について、実績報告に基づき、国及び道への返還金が生じたため、返還額を補正するものでございます。次に下段、5款1項1目農業委員会費40万1000円の追加です。10節需用費18万1000円の追加です。これは、農地の担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を推進するための、農地利用最適化事業に係る消耗品を購入する費用の補正となります。全額、道補助金を充当いたします。12節委託料22万円の追加です。これは、農業経営基盤強化促進法の一部改正や、国の畑地化政策により農地の売買件数が増加し、利用集積計画に関わる、嘱託登記件数が増加したため、増加件数22件を見込み、1件当たり1万円の嘱託登

記委託料として、22万円を増額するものでございます。財源は、農用地登記手数料と一般財源となります。次に、24ページ上段、5款1項2目農業振興費18節負担金、補助及び交付金2340万円の追加です。1つは、町が進めている、新規就農者向けの施設ハウス整備事業について、昨今、規模縮小により、不要となった中古ハウス移設費等を支援する第三者経営継承事業が、道の地域づくり総合交付金の内示を受けたことから、新規参入者就農促進対策事業補助金として1700万円を追加するものです。財源は全額、道補助金となります。もう1つは、燃油価格の高騰の影響を受けた農業生産者の負担を軽減するため、令和5年1月から12月までに購入した農業用燃油に対し1リットル当たり2円を助成するもので、年間使用量320万リットルを見込み、650万円を農業生産者燃油購入緊急支援事業補助金として補正するものです。財源は物価高騰重点支援交付金を充当いたします。次に下段、5款1項4目畜産業費18節負担金、補助及び交付金336万円の追加です。これは、物価高騰に伴い、配合飼料等が著しく高騰し、今なお畜産生産者の経営負担が増えていることから、国が実施する配合飼料価格安定制度に加入する畜産生産者に対して、畜産生産者緊急経営安定対策支援事業補助金として交付するものです。支援金の額は配合飼料価格差補填数量契約を締結している、令和5年度加入者積立金と同額の1トン当たり600円とし、配合飼料の年間契約予定数量を5600トンと見込み、336万円を補正するものでございます。財源につきましては、物価高騰重点支援交付金を充当いたします。次に25ページ、6款1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金680万円の追加です。これは、物価高騰の影響で利益が減少した町内の飲食、及び小売事業者の支援と生活者の支援のため、プレミアム商品券を発行し、町内購買を喚起し、町内での消費活動を促進するための補助金となります。補助事業者は平取町商工会で、販売額1万円の3000冊の3000万円で、プレミアム率20%の600万円と、事務費80万円、合わせて680万円を地域商品券発行事業補助金として補正するものでございます。財源につきましては、物価高騰重点支援交付金を充当いたします。歳出については以上です。次に、歳入につきましてご説明いたしますので、18ページをお開きください。上段、10款1項1目地方交付税1節地方交付税334万3000円の追加です。今回の補正に必要な一般財源について、普通交付税を充当するものでございます。次に下段、14款2項3目農林水産手数料1節農用地登記事務手数料4万4000円の追加です。これは歳出23ページで説明いたしました嘱託登記委託料について、嘱託登記の依頼者から徴収する手数料で、1件当たり2000円、22件分4万4000円を見込んでおります。次に、19ページ上段、15款2項1目総務費国庫補助金5023万5000円の追加です。1節総務管理費補助金4759万5000円の追加でございます。これは歳出で説明いたしました、低所得者世帯に対する臨時特別給付金、社会福祉施設等物価上昇軽減補助金、冬の生活支援事業給付金、びらとり温泉

ゆから施設燃料費高騰負担軽減支援金、低所得子育て世帯に対する加算給付金、農業生産者燃油購入緊急支援事業補助金、畜産生産者緊急経営安定対策支援事業補助金、地域商品券発行事業補助金に係る経費について全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込んだものでございます。4節戸籍住民基本台帳費補助金264万円の追加です。これは21ページで説明いたしました、戸籍総合システム改修業務委託料について、全額社会保障税番号制度システム整備費補助金を見込んだものでございます。次に下段、16款2項4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金1718万1000円の追加です。1つは、23ページで説明いたしました、農地利用最適化事業に係る経費について、農業委員会等活動促進事業交付金として、18万1000円を充当するものでございます。また、24ページで説明しました、新規参入者就農促進対策事業補助金に地域づくり総合交付金1700万円を充当するものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、第2表、繰越し明許費についてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。このページにつきましては本日、差し替えになっておりますので、よろしく願いいたします。2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム改修事業264万円については、令和5年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和6年度に繰越そうとするものでございます。以上、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思いますけれども、まず1点目なのですけれども、22ページの3款1項4目びらとり温泉ゆから施設燃料費高騰負担軽減支援金ということで、このことも一応協議されまして、大した問題はあるとは思えないのですけれども、今日いただいたリッター当たり20円から30円の違い。いわゆる地元の販売価格に照らし合わせて、温泉ゆからのほうで、購入している業者の単価がこれだけ違うのだなというのを改めてはっきりわかった次第です。支援を続けていくことに対して基本的には前にも申しあげましたけれども、全然問題ないとは思うのですけれども、ただ、これだけの違いがあるということになれば、逆に、地元の業者にお願いして、差額が今度生まれてきてそれが負担となっていくというような形になるのですけれども、町のほうの支援策として、リッター2円ですか。このことが果たして、やってあげて支援をするということが、一般の町内の例えば運送関係の事業者などにしてみたら、これだけ安く購入しているのだったらという話も私はちょっと生まれてくる状況があるのかなというふうに思っていますけれども、その辺のバランスというのですか、今後の対策含めて、あるいは温泉ゆからの話

合いを多分したと思うのですけれども、考え方とか、ちょっとここでお知らせいただければというふうに思っていますけれども。

高山議長 観光商工課長。

観光商工課長 前回の合同常任委員会の中でいただいた意見を、その日にびらとり温泉ゆから支配人とお話をさせていただきました。実際どれぐらい差額があるのかということで調べた結果、重油に関しては20円から30円ほど、町内の価格と違いがあるということでお話を伺いました。ただ、委員会でいただいた意見の中でもやはり、こういった支援を町からしていくということであれば、町内の業者を使えないものかどうかというお話だったかと思えますけれども、その点についても、支配人のほうに私のほうから、こういった意見がございましたので、差額のこと承知はしましたけれども、いかがでしょうかというお話をさせていただきました。その時は、すぐ回答はいただけなかったのですけれども、冬季間であれば、月に4回から5回入れるということで、かなりの量が入っていると。ちょっと冬季間の部分はすぐ出来ないかもしれないのですけれども、本部に確認をしまして、ちょっと検討させていただきたいということで、回答をいただいたところでございます。ですので、びらとり温泉ゆからにつきましては、指定管理料を町からお支払いしているわけではなくて、独自で運営をしているということでございますので、実際、有利な価格での重油の業者を使っているということですので、なかなかそこに対して町から通常の部分で、支援のない期間に対して町内を使ってくださいということもちょっと難しいのかなという見解でいます。ただ、今、本社のほうと調整を検討している最中ということで伺っております。以上です。

高山議長 8番千葉議員。

8番千葉議員 わかりました。今後の様々なバランスを考えた、町内業者のバランスも考えた検討というのをお願いしたいなというふうに思っています。それで、もう1点ですけど、25ページ歳出の関係で、6款1項2目商工振興費、いわゆる地域商品券の発行事業補助金についてちょっとお伺いしておきたいなということが1点ございます。非常に今までも何回もこの地域商品券、発行して町民の方から本当に助かると、特に昨年からの物価高騰に対しては本当にありがたいなということでそういった評判をいただいております。ただし、いわゆる年配の方、ご高齢の方は、いわゆる年金の受給だけで生活を営んでいるという方が相当おりますけれども、できれば、年金の支給日に合わせたような、金券の発行にさせていただければありがたいな。そういう意見が一つお年寄りというかご年配の方から出ています。なぜかという1人当たり5万円まで購入できると言っても、なかなかその生活サイクルによっては5万円

の現金を持って券を買いに行けるようなタイミングにないときが今まで何回もあったと。やはりそういったことに配慮した、金券の発行にしていただけないかということなものですから、これは商工会のほうとも、その辺のことを十分にまた協議をして、検討課題ということで捉えていただけないか、その辺のことについて伺っておきたいと思います。

高山議長 観光商工課長。

観光商工課長 実際、この事業を行う時期などについては、これから、商工会と詰めていくことになると思いますので、いただいた意見を踏まえて、そういった日程調整のお話を商工会とさせていただきたいと思います。

高山議長 ほか、4番木村議員。

4番木村議員 今更ながらのところもあるのですが、20ページの総務費のところの堰堤維持管理負担金というものがあるのですが、これは一体何の事なのか。今まできっと、予算書には載っていると思うのですが、そこを見落としているのですが。これは、補正なので、増えている部分だと思うのですが、実際、年間どのぐらい掛かっていて、これは一体何のお金なのかちょっとお聞きしたいのですが。

高山議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この堰堤の負担なのですが、ダムがある地域において、受益者である町が一部、周辺施設ですとか、ダムの管理に係る負担金を支出しているというものになりまして、年間の支出ということなのですが、これが今回の補正みたいに、何か例えば、補修工事を行うですとかということで負担が変わってくるということにはなるのですが、昨年の実績で、二風谷ダムの通常分の負担金が89万7000円ほど、平取ダムに対しては55万円ほど支出しているというものになります。これに災害復旧分というものが加わったりですとか、今回も国の補正で維持補修がR5補正で国のほうでできるようになったと。その工事費に係る分で、一定割合、町の負担金も増えるというような仕組みになっているものであります。以上です。

高山議長 4番木村議員。

4番木村議員 ちょっと自分が思っていたのと違ったので、びっくりしているところもあるのですが、そうしたら、基本的にダムというのは年々古くなっていくので、補修だとか、どんどん増えていくような気がするのですが、今の

課長の説明では、その補修などが掛かれば掛かるほど町の負担も増えるという考え方でいいのですか。

高山議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 まずはその通常分というもので、通常の維持管理費の負担分は手当てされている形です。そこに先ほど申し上げた、例えば災害復旧の部分でどうしても災害が起きた時に直す分が出来たという時には、応分の負担が求められるということと、今回も一部その補修が必要だということで、開発のほうで判断して補正予算を請求したところ通ったと。二風谷ダム分を通った部分があるので、その応分の負担について受益者の町にも、依頼があったという内容になります。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。5番金谷議員。

5番金谷議員 24ページの畜産業費のところ、畜産生産者緊急経営安定対策支援事業補助金は、配合飼料価格安定制度に加入している畜産生産者を対象にということで説明を受けたのですが、この加入していない畜産業者というのは何軒ぐらいおられるのか、その辺教えていただけますか。

高山議長 産業課長。

産業課長 今回5400トンという形で計上しているのですが、こちらのほうの戸数、畜産生産者39戸になっておりまして、これについては町内全ての畜産生産者が対象になっております。

高山議長 5番金谷議員。

5番金谷議員 その39軒の方には、そういうふうな形の中で補助金が対象になるという捉え方でよろしいのですね。

高山議長 産業課長。

産業課長 あくまでも契約数量ですね、それが当初の3月期の時、昨年3月期になるのですが、各飼料メーカー、農協の場合もありますけれど、そちらと年間このぐらい配合飼料を取り扱う、使いますよという契約を各生産者は行っているのです。それも契約数量ということで、こちらは押さえています。

高山議長 ほか、質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第4号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明をお願いします。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第4号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。26ページをお開きください。令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5167万8000円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項明細書の歳出からご説明いたしますので、30ページをお開きください。1款1項1目一般管理費12節委託料165万円を追加いたします。令和6年4月に介護保険制度の改正が予定されており、介護報酬も見直しとなります。新たな報酬単価に対応するためのシステム改修を3月までに行うもので、特定財源は国庫補助金80万円でございます。次に、歳入についてご説明いたします。29ページをご覧ください。上段、3款2項6目介護保険事業費補助金1節介護保険事業費補助金80万円の追加です。30ページで説明の介護保険システム改修費用は、補助基準額160万円の2分の1が国から交付されます。続いて下段、8款1項1目1節繰越金85万円の追加です。システム改修費用に係る財源不足を繰越金に求めるものでございます。以上、議案第4号、平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第4号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決いたしました。

本臨時会に付された事件の審議状況を報告します。

議案4件で原案可決4件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和6年第1回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(閉 会 午前10時28分)